

日米間の防衛技術交流に関する調査研究

第21回日米技術フォーラム - 2010年5月18～19日

概要報告書

第21回日米技術フォーラムは、2010年5月18～19日に米国テネシー州ナッシュビル市ヴァンダービルト大学において開催された。1990年に第1回が開催されて以来、参加者は増大し、多様化した。2010年には、政府および業界を代表して計53名の参加者およびオブザーバーが出席した。

フォーラムでの発表および討議には、安全保障環境の変化だけでなく、相互利益的な協力プロジェクトおよびプログラム実施の際の課題が反映された。政策の変化や経年的な観点の変化によって、いくつかの協力プロジェクトが可能となった。しかし、第1回フォーラムで協議された協力に対する障壁の多くが、今日でも未解決のままになっている。日米の安全保障面の絆は深まったが、効果的な今後の協力に関しては問題が残っている。両国の参加者は、話し合いの過程で浮上した次の3つの重要問題について率直に討議した。

- 1) いかなるタイプの安全保障パートナーシップが両国にとって最も有益か。
- 2) 両国の輸出管理政策等に見られる政策の不確定性や政権交代の中で、技術協力は実践可能か。
- 3) 安全保障分野の協力関係およびその関係がもたらす筈の利益が継続すると仮定して、安全保障パートナーシップを最もうまくサポートできるのはいかなる式および方法の協力か。

何らかの形の協力が継続すると想定するのが妥当であろう。ただし、協力の程度や性質は不明である。両国が今直面しているのは、今後のプロジェクトがその数や目的が制限されたものになるのか、それとも両国の利害がたまたま重なる場合にだけ時折協力するようになるのかという問題である。

安全保障政策は進化したが、複数の長期的要因がいまでも協力活動に影響を及ぼしている。事前に設定した価値観や共通の技術的問題の解決を含め、官・官の研究プロジェクトには明白な短期的利益があるというのが、第1回フォーラムにおける共通認識であった。これだけの理由でも、官官研究プロジェクトは今後も継続するとみられる。また、もしプロジェクトがさらに進行すれば、この種の官官プロジェクトはより高度な協力形式へと自然に発展するであろう。しかし第1回フォーラム参加者は、政策の変更がなければ協力プロジェクトのさらなる進化は不可能だと指摘している。

現状は、20年前に指摘されたこれらの懸念が現実のものとなる段階にまですでに達している。第21回フォーラムでは、第1回フォーラムで指摘されたほぼすべての問題が再び採り上げられた。

参加者は、より広範な日米協力を阻害する幾つかの政策を指摘した（表1）。その中で最も顕著なのは、今も続く武器と技術の輸出規制である。2番目に関心を集めたのは第三者への技術と装備の移転の問題である。また共通の安全保障目的に向かう協力関係を阻害する3番目の問題に、米国技術の同盟国に対する開放度がある。

1 政治要素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の政策（武器輸出3原則）、憲法解釈（集団的自衛権）、議会決議 ・ 国内調達への要請（バイアメリカによる国際調達の制限） ・ マーケットアクセス（M&A 制限；研究プログラムへの早期アクセス） ・ 保護者・被保護者の関係
2 政府組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 細分化した官僚主組織（軍—民、官庁—官庁、中央—地方政府）
3 輸出統制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の技術開放度、日本の輸出規制慣行
4 リソース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊縮予算、開発意志との乖離
5 企業の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の環境と文化の相違が国際的な防衛ビジネスを阻害
6 行政管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府会計年度、会計処理方法および予算・契約形態の相違

相互の要求内容に叶う技術的協力は、間違いなくこれまでに大きく前進した。日米協力の証拠は、年々増大している。参加者は、協力が可能な個々の技術や高度システムを指摘し、日米協力における企業間の交流を促進するというフォーラムの長期目標の達成に貢献した。

また参加者は、早期市場アクセスの達成、社内手続の顧客要件および市況への適応、協力活動において同等の役割を担うための社内および潜在的パートナーの能力の特定など、協力を成功させるための主要前提条件を特定した。つまりこれは、既存製品を国防および安全保障市場に売り込むだけでは、相互利益的な協力関係を成功させられるとは限らないということである。

日米間の保護者と被保護者の関係も、姿勢の変化が必要なもうひとつの分野として多くの参加者から指摘された。調整活動が明らかに続けられてきたが、多くの参加者は、依然として技術協力関係は一方的だと受け止めている。この問題の一面には企業努力があり、もう一面には政策の調整がある。

参加者は、技術協力を何かが求められているかを指摘した。米国には、日本側の技術協力

に対する狭い戦術的アプローチに対する不満がある。こうした見方は公正とはいえないかもしれないが、米国は、軍備面の協力全般、また特に技術協力分野で日本側がより戦略的なアプローチを採用することを望んでいる。また米国は、運用要件に基づいてよりオープンな競争調達手続を日本側が採用することを求めている。

日本側の参加者も米国に対して同じような懸念を示した。米国の調達手続は国内産業基盤に対する配慮から決して自由とはいえず、これまで企業は調達の開放性に異議を唱えてきた。日本側にとって、市場アクセスと輸出規制制度の柔軟性も米国との関係において同様に重要である。防衛産業基盤分野のより密接な協力と技術に対するアクセス拡大が、日米双方において特に重視されている。

この観点から、将来の日米協力の拡大につながる、かなり大きな共通の地盤があると思われることができる。しかし、米国側から見ると、日本は緊急意識を米国と共有していない。日米安全保障関係の将来に強い関心を寄せる米国側参加者は、政策および産業レベルの課題や問題が未解決のまま残されているために、可能性のある共同プロジェクトが放棄される、もしくは規模が縮小されることを懸念している。小規模な協力は今後も続くかもしれないが、協力関係が安全保障関係にもたらす潜在的利益が永久に失われる恐れがある。